



平成27年(ワ)第121号 損害賠償請求事件

原告 吉田益夫

被告 有限会社 銀 徳 外1名

答 弁 書

平成27年 4月30日

和歌山地方裁判所 民事部ハ1係 御中

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所(送達場所)

電 話 073-433-3980

FAX 073-433-3981

上記被告ら代理人 弁護士 豊 田 泰 史



同 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



第1 平成27年3月30日付け「訴状(訂正)」請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 「訴状(訂正)」請求の原因及び理由に対する認否及び反論

1 第1項について

(1) 被告が原告に対し、平成26年2月19日付け通知書を送ったこと、スレッド全体を削除するよう求めたことは認める(甲1)。

被告が、平成26年5月13日付け申立書により、原告に対してスレッド全体の送信防止を求める仮処分を申し立てたことは認める(甲3)。

上記申立てに対し、原告が、スレッド内の全情報削除の条件として、被告に対しデータを提供する旨の提案を行ったが、被告がこれを拒否したことは認める。

上記申立てについて、和歌山地方裁判所が、同年6月24日、担保金を25万円とし、スレッド全部の送信を防止するよう決定したことは認める（甲5）。

原告が、上記決定後の同年7月7日に、上記決定に従ってスレッドの送信を防止したことは認める（甲6、なお全情報を削除したのかどうかについては不知）。

(2) 上記以外については、全て否認し争う。

原告は、「仮処分決定に従って、指定スレッド内の全情報削除を行い指定スレッド内のデータは消失した。」と述べる（訴状2頁）。

しかしながら、仮処分決定の内容は「送信を防止せよ」というものであって、全情報の削除など命じてはいない。また、原告が、全情報削除を行いデータが消失したのかも不明である。

仮に、原告が送信防止に止まらず「全情報の削除」を行ったとすれば、それは原告自身の判断によるものである。すなわち、原告自身が、「被告に対して、スレッド内の情報のデータの提供の提案を行った」と述べていることから明らかなとおり、原告は、送信防止措置をとる際、原状回復に備えてデータを保存しておくことが可能であることを知っていた。それにも拘わらず、原告が自らの判断で全情報の削除を行ったのであれば、それは原告の判断によるものであり、被告には関係のないことである。

2 第2項について

被告による訴訟提起及び判決言渡しについては認め、その他は全て否認する。

3 第3項について

全て否認する。

原告は「データ消失」と述べるが、上記のとおり、データが消失したかどうか明らかではなく、仮にデータが消失したとしても、それは原告自身が、仮処分決定で命じられてもいないのに情報を削除したからに他ならない。

- 4 第4項について
認める。
- 5 第5項について
全て否認する。

第3 結論

原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めているが、請求原因を見ても明らかなように、具体的な不法行為事実及び損害の内容が明記されておらず、主張自体失当である。その主張は、原告の独りよがりな主張に過ぎず、意味不明の内容である。

したがって、本訴は濫訴に等しいものであり、直ちに弁論終結の上、原告の請求を棄却するよう求める。

以 上